

久喜市児童育成支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示

久喜市児童育成支援拠点事業実施要綱（令和6年久喜市告示第419号）の一部を次のように改正する。

第4条の表に次のように加える。

こすもす・ファミリア	鷺宮地区
------------	------

第5条第1項の表オハナノイエの項中「火曜日」を「月曜日」に改め、同表に次のように加える。

こすもす・ファミリア	月曜日から金曜日まで	午前10時から午後6時 30分まで
------------	------------	----------------------

様式第1号（裏）中

「

<input type="checkbox"/> オハナノイエ <input type="checkbox"/> サクラシエ
--

」

を

「

<input type="checkbox"/> オハナノイエ <input type="checkbox"/> サクラシエ <input type="checkbox"/> こすもす・ファミリア
--

」

に改める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。